

飲食店への営業時間短縮の再延長要請

1 実施期間(再延長期間)

令和3年6月1日(火)午前0時

～ 6月14日(月)午後12時

2 対象区域

県内全域

3 根拠

特措法第24条第9項

4 対象

香川県内において、
食品衛生法に基づく営業許可を得て、
店舗を有し、
飲食店又は喫茶店の営業を行う
法人又は個人事業主

- ✓ 小売りを営業主体とする場合や
テイクアウト専門店等は除く

5 要請の内容

- ・夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請
- ・営業時間は、午前5時から午後9時までに限る
- ・酒類提供は、午後8時までに限る

飲食店を経営されている皆様には、これまでのご協力に心から感謝いたします。長期間にわたる要請となり、大変ご迷惑をおかけしますが、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

香川県営業時間短縮協力金（第4次）

<要件>

営業時間短縮要請の再延長にあたり、「再延長期間」を通して(※)

【令和3年6月1日(火)午前0時～6月14日(月)午後12時】

- ・営業時間は、午前5時から午後9時までとすること
- ・酒類提供は、午後8時までとすること

にご協力いただいた飲食店

※定休日を除き、一日でも、
営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、
協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。

※深夜営業をされている店舗について、
6月1日(火)午前0時から午前5時までの間に
営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。

※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内
の場合は、対象となりません。

●支払い額

[中小企業]

前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて
2万5千円～7万5千円/日

- ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合
→ 一律2万5千円/日を支払い
- ・1日当たりの売上高が8万3,333円超の場合
→ 1日当たりの売上高×0.3（上限7万5千円/日）

[大企業] ※中小企業においてもこの方式を選択可

前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の4割

- ・上限20万円/日 又は 前年度若しくは前々年度の
1日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。